

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第七章 主要な労働組合の現状

全国労働組合連絡協議会

全国労働組合連絡協議会(全労連)

- ◇結成 一九四七年三月一〇日
- ◇所在地 東京都港区芝新橋七丁目一二番地 電話芝(43)三〇〇五 三一〇五
- ◇加盟機関 世界労働組合連盟
- ◇組織

加盟組合名

全通信労働組合

日本自治団体労組総連合

全国官庁労組連合会

全日本水産業労組協議会

全日本土建一般労働組合

全日本印刷出版労働組合

全石油産業労組協議会

全日本電線工業労働組合

全国生命保険従組連合会

日本映画演劇労働組合

経済団体従組協議会

日本冷蔵労働組合

全日本医療従組協議会

全国ガス労働組合協議会

全日本金属労働組合

全国銀行従業員組合連合会

全公団従組中央協議会

全日本造船労働組合

東京都労組連合会

全国農地委職員労働組合

全日本自動車産業労働組合

全日本自動車運輸労働組合連合会

全国財務労働組合

全日本港湾労働組合

全日本木材労働組合

全日本新聞労働組合

◇全労連規約

第一章 総則

(名称及事務所)

第一条 本会は全国労働組合連絡協議会(略称全労連)といい、事務所を東京都におく(組織)

第二条 本会は原則として全国的組織をもつ労働組合で組織する連絡協議会である

(目的)

第三条 本会は左の各項の実現をはかることを目的とする

(一)労働者の基本的権利の確立

(二)共通問題に対する共同行動

(三)労働戦線の統一

(四)世界の労働者との連絡提携

(事業)

第四条 本会は前条の目的達成に必要な事業を行う

第二章 機関及び役員

(機関)
第五条 本会に左の機関を置く
委員会、幹事会、常任幹事会
(委員会)

第六条 委員会は次の割合によって選出された委員で構成し本会の意思を決定する

組合員 委員
一〇万名まで 一名
一〇万名以上 二名

第七条 委員会に議長を置く、議長はその都度委員の互選による

第八条 委員会は委員長及び加盟組合の三分の二の出席で成立する、但し代理出席若しくは出席者への委任状を認める、議決は出席者の三分の二の多数決で決める、尚加盟組合の行動は拘束しない

第九条 委員会は幹事会が召集し、毎月一回以上開催する、但し同一議題につき加盟組合三分の一以上の要請があった場合、幹事会は臨時に委員会を召集しなければならない

(幹事会)

第一〇条 幹事会は次の割合によって選出された幹事で構成し、本会の運営ならびに委員会の決定事項を処理する。但し処理した事項は委員会に報告する義務を負う、組合員一〇万名以上の組合より一名、但し一〇万名以内の組合にあっては、各組合の組合せによって原則として一〇万名にたった場合一名の幹事を選出する事ができる

第一一条 幹事に議長を置く、議長はその都度幹事の互選によって選出する

第十二条 幹事会は委員会にかわり、緊急やむを得ない事項について審議決定する事が出来る前項の決定についてはすみやかに委員会の承認をえなければならない

第十三条 幹事会は幹事の三分の二の出席で成立する、議決は出席者の三分の二多数決による
(常任幹事会)

第十四条 幹事会の召集その他必要な事項を処理するため幹事中より常任幹事若干を互選する
(事務局)

第十五条 幹事会の下に事務処理のため事務局をおく、事務局員の任免は幹事会が行う、但し委員会の承認を必要とする、事務局規定は別に定む

(専門委員会)

第十六条 幹事会の下に委員会の議を経て専門委員会をおくことができる専門委員会には幹事一名以上参加し、必要に応じ、広く専門家経験者の参加を求めることができる

(会計監査)

第十七条 本会の資産及び会計の監査を行うため委員会の推薦による監査委員三名をおく、監査は四半期ごとにおこない、その結果を委員会に報告し承認を得なければならない

(役員及びその任期)

第十八条 役員の任期は一年とする、欠員補充により就任した役員の任期は前任者の残余期間とする

第三章 加入脱退

第十九条 本会の加入脱退は委員会の承認をうけるものとする

第四章 会計

(経費)

第二〇条 本会の経費は会計事業収入及び寄附金等によってまかなう

(会費)

第二一条 会費は左の割合によって、各組合より支出するものとし、各組合は当月一五日までに納

入しなければならない

(一)本会の所要経費の三分の一は参加組合の平等割とする

(二)三分の二は参加組合員数割とする

(臨時徴収)

第二二条 所定の経費に不足を生じた場合その他必要のある場合は委員会の決議により臨時に徴収することができる

第二三條 寄附金等の受納については委員会の承認を必要とする

(会計年度)

第二四條 本会の会計年度は、毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする

(細則)

第二五條 会計に関する細則は別に定める

第五章 附則

(規約の変更)

第二六條 この規約の変更は、委員会の決議による

(実施期日)

第二七條 この規約は一九四八年八月七日から実施する

◇全労連は四七年の二・ースト後全日本の労働組合の統一的連絡協議機関として発足したのであるが主として国際的提携世界労連加盟促進運動を行い四九年一月パリの世界労連執行委員会に於て加盟を認められ同年六月のミラノに於ける世界労連第二回会議および同年十一月北京に於ける世界労連アジア会議に代表を送るよう招請されたがこれは渡航手続の問題で実現しなかった。他方国内問題についても、国家公務員法、労働法規改悪反対、行政整理反対等の運動或いは中央労働委員の推薦運動をも行った。

しかしながら、四八年六月、総同盟が全労連の運営に反対して脱退した後、同年一二月には日労会議、翌四九年二月には炭労、続いて私鉄、金属鉱山、硫労連、日通、国鉄、日教組、海員等、有力単産の脱退がひきつずき、漸次、全国労働組合の統一機関としての機能を形式的には失っており、その役割は自ら異ったものとなっている。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
